

介護サービス事業者の経営情報の報告 について

和歌山県介護サービス指導課

【概要】

令和6年度介護保険法改正により、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することとなりました。

※介護サービス情報公表制度とは別途報告が必要となるものです。（報告するシステムも異なります）

【対象サービス(県所管分)】

※介護サービス情報公表制度と同じです。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 訪問介護 | 12 介護老人福祉施設 |
| 2 訪問入浴介護(予防含む) | 13 介護老人保健施設 |
| 3 訪問看護(予防含む) | 14 介護医療院 |
| 4 訪問リハビリテーション(予防含む) | |
| 5 通所介護 | |
| 6 通所リハビリテーション(予防含む) | |
| 7 短期入所生活介護(予防含む) | |
| 8 短期入所療養介護(予防含む) | |
| 9 特定施設入居者生活介護(予防含む) | |
| 10 福祉用具貸与(予防含む) | |
| 11 特定福祉用具販売(予防含む) | |

【対象事業所】

- 基準日（当該年4月1日）前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が**100万円を超える**公表対象サービスの事業者

※医療みなし及び施設みなしで指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過していない場合は対象外となります。

【報告期限】

- ・介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3ヶ月以内

例) 3月決算の場合 ⇒ 6月末まで報告

9月決算の場合 ⇒ 12月末まで報告

※今年度においては、現在国によりシステム改修を行っているため、改修完了後にご報告いただきます。

改修完了及び報告期限については、改めてご連絡させていただきます。

【報告方法】

- ・「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」にログインの上、ご報告ください。

※ログインにはGビズIDが必要となります。

「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

【本件に関する情報について】

- ・本件に関する詳細やGビズIDに関する情報については、以下「きのくに介護deネット」をご確認ください。

＜きのくに介護deネット＞

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/keiejouhou/keiejouhouDB.htm>